

地域生活支援拠点等の整備状況について

参考資料1

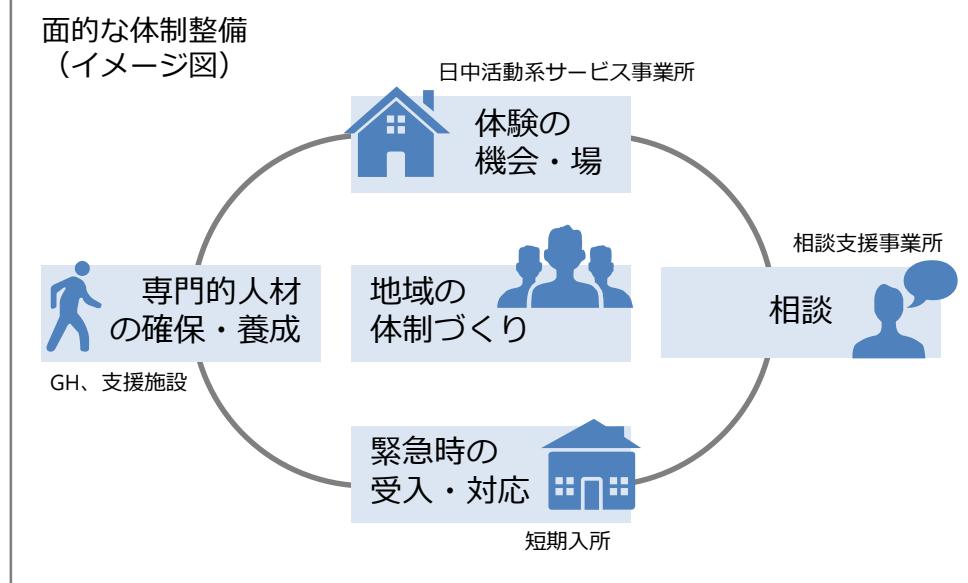
点字1頁上段

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備。
令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討。

	機能	国が求める機能
1	相談 点字2頁中段	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受入・対応 点字2頁下段	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場 点字3頁上段	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、GHや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門的人材の確保・養成 点字3頁中段	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり 点字3頁下段	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

点字2頁上段

大阪市では様々な社会資源（障がい福祉サービス事業所等）がある。そのため、地域生活支援拠点等については、障がい者の生活を地域全体で支える面的な体制の整備を行う。



これまでの取組内容と今後の課題

	機能	平成30年度の取組	令和元年度の取組	令和2年度以降の課題
1	点字4頁中段 相談	<ul style="list-style-type: none"> 各区障がい者相談支援センターを『基幹相談支援センター』と位置付けて体制を強化し、「相談」機能を充実 報酬改定を踏まえた相談支援事業の実態と課題等を把握するため、指定相談支援事業所向けアンケート調査を実施 		5頁上段 <ul style="list-style-type: none"> 相談件数の増加、相談者の課題の複雑・多様化、夜間休日・緊急対応の増加等の課題について検討が必要
2	点字5頁中段 緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> 休日・夜間に緊急的な対応が必要となった場合の対応方法の検討 介護者が急病等により不在となった場合に一時入所できる短期入所等の利用枠確保検討 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合に居宅を訪問する等して支援を行った際の経費を支給する「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」を実施 	6頁中段 <ul style="list-style-type: none"> 介助者不在になった障がい者を施設で一時的に保護し、生活の相談に応じる「障がい者緊急一時保護事業」を実施 事例の検証等を行い、機能充実について検討が必要
3	点字6頁下段 体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> 入所施設・精神科病院からの地域移行の際の体験の機会・場の提供は、法定給付である「地域移行支援」により対応 地域移行支援の利用促進のため、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際に必要となる交通費を支給する事業を実施 		7頁中段 <ul style="list-style-type: none"> 親元からの自立等にあたり一人暮らしの体験の機会・場を提供する方策について検討が必要
4	点字7頁下段 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員に対する研修及び専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーの派遣を行う「障がい者相談支援調整事業」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 実務的な助言・指導が可能なスーパーバイザーを確保するため、指定障がい福祉サービス等事業者に推薦を依頼する等、体制を強化 	8頁下段 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援従事者研修の実習受入、各地域での事例検討・研修の実施等、相談支援の人材確保や質の向上の取組が必要
5	点字9頁上段 地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の関係機関により支援方針を検討・共有できる総合的な支援調整の場である「つながる場」に参画し、機能を強化 	9頁下段 <ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援体制において、障がい福祉分野から役割を担えるよう、多分野との顔の見える関係や日常の連携体制の構築が必要